

6 統合的な地下インフラ管理体制の早期確立に向けた新たな道路占用関連システムの導入促進について

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生した。

事故現場の路面下には、流域下水道管のほかにもガス、通信、八潮市上下水道など多種多様な地下インフラが輻輳して埋設されており、平素から地下インフラ情報を正確に把握し、事故発生当初から迅速に共有する体制構築の重要性を改めて認識したところである。

同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、国土交通省では、令和7年2月21日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置し、今後の地下管路の施設管理のあり方など、専門的見地からの検討を進めている。令和7年5月28日に公表された第2次提言では、様々な地下インフラ情報をデジタル化し、これらを統合する仕組みの必要性が示されている。

流域下水道施設を始め、地方自治体は老朽化した地下インフラを多く抱えており、その維持管理や更新は、全国共通の課題である。

現行の道路管理システムは一部地域での利用に限られていることや、一部の手続きのみしかオンライン上でできない等の課題があり、現在、国では全国統一型の新たな道路占用関連システムの開発を進めている。

今後の地下インフラの維持管理や更新の高度化につなげるためには、行政境を越えて全ての道路管理者や占有者が本システムを導入し、データを共有し、効果的に活用することが重要である。

このためには、全ての利用者が過度の負担なくシステム利用できる仕組みづくりが極めて重要である。

については、地下インフラ情報のデータベース化・統合化に向けた本システムの導入を促進し、実効性の高いものとするため、次の事項につい

て特段の措置を講じられたい。

- 1 新たな道路占用関連システムについては、道路管理者と占用者の双方が使いやすいものとし、早期に利用開始できるよう開発を進めること。
- 2 国が主体となって、道路管理者や占用者が管理する地下インフラデータを収集、電子化するためのガイドラインを示すとともに、本システムの普及啓発に取り組むこと。
- 3 全ての道路管理者や占用者が本システムの利用ができるよう、利用料については、低廉な価格に設定すること。
- 4 地下インフラの新設・更新等に伴うシステムのデータ更新において、道路管理者や占用者の負担が生じる場合は、技術的・財政的支援を行うこと。